

第22期第6回檜山海区漁業調整委員会 記録

1 開催の日時及び場所

日 時 令和4年6月13日 14時00分
場 所 江差町 檜山振興局 3階 301号会議室

2 出席委員氏名

工藤 幸博、花田 英一、成田 直彦、田畑 明、加藤 元、久貴谷 英二、
田中 義人、松崎 敏文、石橋 満、市山 智敏、齊藤 誠、辻 裕樹、
工藤 智司
(欠席委員氏名：厂原 勝彦、水野 諭)

3 臨席者氏名

檜山振興局産業振興部水産課 中野課長、板谷漁業管理係長、土門技師

4 事務局氏名

荒井事務局長

5 付議事項

議案第1号 特定水産資源に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初
配分案について(答申)
議案第2号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について
(答申)

6 報告事項

(1) 令和4管理年度の知事管理漁獲可能量の変更について

7 議事の顛末

荒井局長： ただ今より第22期第6回檜山海区漁業調整委員会を開催いたします。
開会にあたりまして、工藤会長からご挨拶申し上げます。

工藤会長： 挨拶(略)

荒井局長： 本日の委員会にご臨席いただいている来賓をご紹介します。
檜山振興局水産課の中野課長、板谷漁業管理係長、土門技師です。
この後は、工藤会長に会議を進行していただきます。
会長から出席人員の報告をお願いします。

工藤会長： 人員報告をいたします。

本日の出席委員は、委員定数15名中13名の出席で規定数を満たしている
ので、委員会は成立いたします。

荒井局長： 続いて、議事録署名委員の選出をお願いします。

工藤会長： 議事録署名委員の選出ですが、委員会規程第7条により、私から指名させていただきます。

本日の議事録署名委員は、成田委員と田畑委員をお願いします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号の「特定水産資源に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案について」を上程します。

事務局から説明させます。

荒井局長： 特定水産資源に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案について、北海道知事から諮問がありましたので、資料に基づき説明いたします。

始めに、右上に資料1と記載の資料をご覧ください。

1ページは諮問文となっており、今回は、令和4年7月から管理期間が始まります。まさば及びごまさば太平洋群、ずわいがにの各系群のTACに関して、知事管理漁獲可能量の配分を定めるため、漁業法第16条第2項の規定に基づき、当委員会の意見を聴くものであります。

2ページをご覧ください。

北海道知事が公表しようとする知事管理漁獲可能量の案となっております。

詳細につきましては、魚種ごとに説明して参ります。

3ページの資料1-1「令和4年のTACについて」をご覧ください。

これは、5月24日に開催された国の水産政策審議会 資源管理分科会を経て国から示された令和4管理年度における漁獲可能量（TAC）の当初配分に基づき北海道に定められた数量の概要を示したものであります。

最初に、まさば及びごまさば太平洋系群ですが、最大持続生産量（MSY）を達成する産卵親魚量を管理の目標として、資源管理基本方針で定められた漁獲シナリオで算定されるまさばとごまさばのABCの合計値が、その年のTACとして設定されています。

まさば及びごまさば太平洋群のMSYを達成する親魚量は170万3千トンであり、対して2020年の平均親魚量は138万8千トンでMSYを下回る資源状態となっております。

しかしながら、今回、設定されたTACがMSYを上回る50万9千トンとなっておりますのは、現時点の資源評価結果から計算される将来予測において、2022年のまさばの親魚量が増加する見込みとなっていることからMSYを上回るTACが設定されたところでありませう。

TAC配分については、日本全体の50万9千トンに対し大臣許可漁業（主に大中型まき網漁業）に28万8,500トン、北海道へは数量

荒井局長：が示されない「現行水準」と定められております。

なお、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群については北海道への配分がないことから説明を割愛いたします。

次に、ずわいがにですが、北海道に関係するのは北海道西部とオホーツクとなっております。

こちらも、資源管理基本方針に定められた漁獲シナリオに従い、北海道西部系群については平成9年以降の最大漁獲量を考慮し43トンが設定され、全量の43トンが北海道に定められています。

また、オホーツク海系群については、近年の最大漁獲量を考慮し、1,000トンがTACとして設定され、うち125トンが北海道に定められています。

次に、北海道に配分されたTACの知事管理区分への配分についてご説明します。

4ページの資料1-2をご覧ください。

まさば及びごまさばについては、北海道には数量が明示されない「現行水準」と定められていることから、「北海道まさば及びごまさば太平洋系群漁業」も「現行水準」としております。

5ページの資料1-3をご覧ください。

ずわいがにの配分の考え方についてですが、

①として 北海道に数量が定められた系群が「ずわいがに北海道西部系群」と「ずわいがにオホーツク海南部」の2系群あり、それぞれ別々に管理することとしています。

②として 「ずわいがに北海道西部系群」の43トンについては、配分に係る道の通知に従い、配分比率を9：1としていることから、「北海道ずわいがに北海道西部系群漁業」には39トン、「北海道ずわいがに北海道西部系群を漁獲するその他漁業」は「現行水準」として管理することとしております。

③として 「ずわいがにオホーツク海南部」の125トンについては、知事管理区分が一つであることから、全量を「北海道ずわいがにオホーツク海南部漁業」に配分することとしています。

6ページ以降には、参考資料として国の水産政策審議会で説明された資源評価資料を添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上で、議案第1号の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

工藤会長： 事務局の説明が終わりました。
これより審議に入ります。
ご意見、ご質問はありませんか。

委員一同： ありません。

工藤会長： 諮問の内容について異議のない旨、知事に答申してよろしいですか。

委員一同： 異議ありません。

工藤会長： それでは、そのように決定します。

次に、議案第2号の「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について」を上程します。

振興局から説明をお願いします。

板谷係長： 議案第2号の知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間についてご説明いたします。

令和2年12月に漁業法が改正され、知事許可漁業は、操業区域や許可等すべき船舶の数等の制限措置を定め、この制限措置とともに申請すべき期間などを公示した上で許可をすることになっており、この「制限措置」、「申請期間」を定めるときには、関係する海区漁業調整委員会の意見を聴くこととされておりまして、今回新たに更新を迎える漁業許可に係る制限措置等の案について、この度、意見を聞くものであります。

諮問は、本庁処分の許可についてであります。

資料2をご覧ください。

令和4年5月27日付け漁管第495号が諮問となりまして、対象の漁業は、北海道沖合海域における「道外者のいるか突棒漁業」の許可で9月に一斉更新を迎える漁業となっております。

諮問内容(1)の「制限措置の内容及び申請すべき期間について」ですが、2ページをご覧ください。

実際に公示する内容の案がこの資料1となっております。

左の欄から、

(1) 漁業種類は、いるか突棒漁業です。

(2) 操業区域は、

- ・北海道の最大高潮時海岸線から沖合5,000メートル以内の区域。
- ・森町砂埼灯台と室蘭市チキウ岬灯台とを結ぶ線以西の噴火湾の区域及び室蘭市チキウ岬灯台から半径10,000メートル以内の区域。
- ・北方4島周辺海域
- ・ロシア連邦200海里水域を除く北海道沖合海域となっております。

(3) 漁業時期は、9月1日から10月31日まで、及び5月16日から6月15日までとなっております。

(4) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、1隻です。

(5) 船舶の総トン数は、20トン未満となっております。

(6) 漁業を営む者の資格は、岩手県に住所を有する者であることとなり、許可又は起業の認可を申請すべき期間は、

令和4年7月1日から令和4年8月1日までとなりまして、

備考欄には、許可等の有効期間、申請書の提出先、許可にあたっての

板谷係長：条件を記載しております。

いるか突棒漁業の許可等に関する制限措置等の取扱い（道外者）の詳細については、3ページ以降に添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上、簡単ですが議案第2号の説明を終わります。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

工藤会長： 振興局の説明が終わりました。
これより審議に入ります。
ご意見、ご質問はありませんか。

委員一同： ありません。

工藤会長： 諮問の内容について異議のない旨知事に答申してよろしいですか。

委員一同： 異議ありません。

工藤会長： それでは、そのように決定します。
次に報告事項（1）の令和4管理年度の知事管理漁獲可能量の変更について事務局から説明させます。

荒井局長： 報告事項（1）の令和4管理年度の知事管理漁獲可能量の変更について説明いたします。

資料3をご覧ください。

「くろまぐろ」と「すけとうだら」の知事管理漁獲可能量を変更した旨、水産林務部長から報告がありましたのでお知らせいたします。

最初に1ページのくろまぐろについてです。

くろまぐろのT A Cについては、柔軟な配分調整による利用体制を整え、T A Cの有効利用を目指した管理に転換するため、これまで振興局別・漁業種類ごとに細分化していた知事管理区分を令和4年度から、北海道くろまぐろ（小型魚）漁業、北海道くろまぐろ（大型魚）漁業と一本化した「総量管理」に変わりました。

令和4年のT A Cは、国からの追加配分等により2度変更されており、直近の5月24日付けでは、北海道くろまぐろ（小型魚）漁業に53.4トン、北海道くろまぐろ（大型魚）漁業に369.5トンが配分されております。

続いて、裏面の2ページをご覧ください。

すけとうだら日本海北部系群には、前年のT A Cの5%を上限に、取り残しを翌年にくり越すことができるというルールがあります。

このルールにより令和4年度のT A Cは5月27日付けで630トン追加され、3,077トンが配分されております。

以上、簡単ですが、報告事項の説明を終わらせていただきます。

工藤会長： 報告事項（１）について、事務局の説明が終わりました。
ご意見・ご質問などはありませんか。

委員一同： ありません。

工藤会長： 以上で、本日の委員会の議事は終了です。
これで閉会したいと思います。よろしいでしょうか。

委員一同： （意見等なし）

工藤会長： それでは、本日の委員会はこれを持ちまして終了します。